

新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書（保護者等記入）

年 組 番

児童生徒氏名

生年月日 平成・令和 年 月 日

症状出現日：令和 年 月 日（発症0日）

医療機関診断日：令和 年 月 日（自宅等での判定日）

医師からの注意事項（学校へ伝えること）

（ ）

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされていますので、発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、症状が軽快した日を0日として1日を経過する必要があります。また、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

※無症状の感染者に対する期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準

◆季節性インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」とされていますので、発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間（幼児にあっては3日間）経過する必要があります。

経過日数	月 日(曜日)	午前測定時刻：体温				午後測定時刻：体温			
発症日 (0日目)	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
1日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
2日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
3日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
4日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
5日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
6日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
7日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
8日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
9日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度
10日目	月 日()	午前	時	分	度	午後	時	分	度

記入日 年 月 日

保護者等氏名：

新型コロナウイルス インフルエンザ経過報告書（保護者等記入）

年 組 番

児童生徒氏名

生年月日 平成・令和 年 月 日

症状出現日：令和 5年 5月 18日（発症0日）

医療機関診断日：令和 5年 5月 19日（自宅等での判定日）

医師からの注意事項（学校へ伝えること）

[]

◆新型コロナウイルス感染症の出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とされていますので、発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指し、症状が軽快した日を0日として1日を経過する必要があります。また、発症から10日を経過するまでは、マスクの着用を推奨します。

※無症状の感染者に対する期間は、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準

◆季節性インフルエンザの出席停止期間は、学校保健安全法施行規則第19条第2項により、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで」とされていますので、発症した日を0日として、そこから5日間（計6日間）は登校できません。また、平熱となった日を解熱0日目とし、平熱で過ごせる日を2日間（幼児にあっては3日間）経過する必要があります。

この日までは必ずお休みとなります

経過日数	月 日（曜日）	午前測定時刻：体温	午後測定時刻：体温
発症日 （0日目）	5月 18日（木）	午前7時30分：38.9度	午後5時30分：38.5度
1日目	5月 19日（金）	午前7時45分：39.0度	午後5時20分：38.3度
2日目	5月 20日（土）	午前7時40分：38.0度	午後5時25分：38.3度
3日目	5月 21日（日）	午前7時35分：38.8度	午後5時30分：37.4度
4日目	5月 22日（月）	午前7時35分：36.6度	午後5時30分：36.8度
5日目	5月 23日（火）	午前7時30分：36.7度	午後5時35分：36.6度
6日目	5月 24日（水）	午前7時30分：36.6度	午後 時 分： 度
7日目	月 日（ ）	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
8日目	月 日（ ）	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
9日目	月 日（ ）	午前 時 分： 度	午後 時 分： 度
		午前 時 分： 度	午後 時 分： 度

解熱0日

解熱1日
2日

記入日及び保護者氏名を記入

記入日 年 月 日

保護者等氏名：

新型コロナウイルス及びインフルエンザの発症から再登校（園）までの流れ

御前崎市教育委員会

1

- 新型コロナウイルスあるいはインフルエンザが疑われる症状の発症

医療機関を受診してください。不明な点は学校（園）へお問い合わせください。

2

- 医療機関受診・新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書の記入

新型コロナウイルスあるいはインフルエンザと診断されたら、保護者の方が、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」に症状出現日、医療機関診断日、医師からの注意事項を記入してください。

3

- 学校（園）に電話で報告

学校（園）に電話で、次の3点を報告してください。

①児童生徒の氏名、②学年・クラス、③経過報告書に記載した症状出現日及び医師からの注意事項

4

- 自宅安静、発熱の経過を記録

発症後5日かつ解熱後新型コロナウイルスは1日、インフルエンザは2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」は登校（園）できません。自宅で安静に過ごしてください。

報告書には、毎日、午前と午後に1回ずつ検温の上、記入をお願いします。

5

- 必要期間安静後、新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書をもって登校（園）

学校（園）で「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」を確認させていただき、登校（園）を許可します。

登校許可を得るために医療機関を再受診する必要はありません。

新型コロナウイルス及びインフルエンザの出席停止期間について

御前崎市教育委員会

新型コロナウイルスに感染した場合、「発症後 5 日間」かつ「解熱後 1 日間」は出席停止、インフルエンザを罹患した場合、「発症後 5 日間」かつ「解熱後 2 日間」は出席停止になります。
出席停止期間終了後に、「新型コロナウイルス・インフルエンザ経過報告書」持参の上、登校（園）してください。

【出席停止早見表】(新型コロナウイルス)

	発症日	発症後 5 日間(出席停止期間)					発症後 5 日経過	
発症後	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目
1 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
		解熱	1 日目					
2 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
			解熱	1 日目				
3 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
				解熱	1 日目			
4 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
					解熱	1 日目		
5 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可
						解熱	1 日目	

【出席停止早見表】(インフルエンザ)

	発症日	発症後 5 日間(出席停止期間)					発症後 5 日経過		
発症後	0 日目	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目
1 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
		解熱	1 日目	2 日目					
2 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
			解熱	1 日目	2 日目				
3 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
				解熱	1 日目	2 日目			
4 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
					解熱	1 日目	2 日目		
5 日目に 解熱	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可
						解熱	1 日目	2 日目	